（財）三重県交通安全協会

交通安全みえ

’07／新年号
No. 150
平成19年１月10日発行

発行所 財団法人 三重県交通安全協会　三重県交通安全活動推進センター（三重県公安委員会指定）
〒514−0004　津市栄町1−954　三重県栄町庁舎5F　TEL 059−228−9636　URL http://www.mie-ankyo.com

交通安全協会は交通事故を減らすために幅広い活動を行っております。

- 街頭での交通安全指導（学童・お年寄りの街頭指導）
- 新入園、小・中学校への交通安全資材・器材の提供
- 交通安全広報啓発（新聞・テレビ・広報車）
- 交通安全イベントの開催（交通安全フェスタ等）
- 優良運転者・交通安全功労者の表彰
- 交通事故無料相談

多度大社巫女さんと共に交通安全ミルミルウェーブを実施した
（桑名地区交通安全協会）

マラソン大南姉妹とミルミルウェーブ街頭安全活動を行った
（いなべ地区交通安全協会）

露天市場「四九の市」で飲酒運転根絶と事故防止を呼びかけた
（四日市北地区交通安全協会）

女性部が保育園で交通安全教室を行った
（四日市南地区交通安全協会）

マスコット
「ストッピー」

〈各地区の活動〉
～年末の交通安全運動等の特集～

通学路で早朝街頭安全活動を実施した
（四日市西地区交通安全協会）

ストッピー・サンタとともに飲酒運転追放キャンペーンを実施した
（亀山地区交通安全協会）

飲酒運転根絶キャンペーンで女性部が交通安全音頭を披露した
（鈴鹿地区交通安全協会）

街頭で高齢者事故の防止と飲酒運転根絶の活動を行った
（津地区交通安全協会）

交通安全運動に伴いミルミルウェーブを実施し安全を呼びかけた
（津南地区交通安全協会）

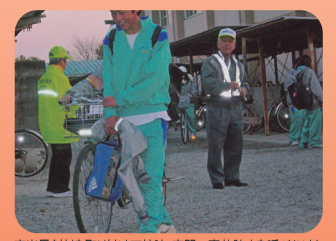
夜光反射材を取り付け下校時、夜間の事故防止を呼びかけた
（松阪地区交通安全協会）

通学時の交通安全早朝街頭活動を実施した
（大台地区交通安全協会）

街頭パレードへ参加し交通事故防止を呼びかけた
（伊勢地区交通安全協会）

交通安全運動出動式を行った
（鳥羽地区交通安全協会）

交通安全街頭啓発を行い飲酒運転根絶を呼びかけた
（尾鷲地区交通安全協会）

ショッピングセンターで反射材着用推進キャンペーンを実施した
（熊野地区交通安全協会）

ショッピングセンターでちょっと早めのライト・オン運動を行った
（紀宝地区交通安全協会）

交通安全広場を開設し飲酒運転の追放を呼びかけた
（伊賀地区交通安全協会）

園児と保護者へ交通安全教室を開催し交通事故防止を図った
（名張地区交通安全協会）

交通栄誉章緑十字金章、銀章および優良団体の受賞者の決定

◎受賞者の皆様は、平成19年1月17日（水）開催の「第47回交通安全全国民運動中央大会」の席上で表彰されます。

◆表彰別被表彰者

（1）交通栄誉章緑十字金章

交通安全功労者
松下　一様　鈴鹿地区交通安全協会推薦

優良運転者
杉本　昌子様　伊賀地区　〃

（2）交通栄誉章緑十字銀章

交通安全功労者
中野　義郎様　伊勢地区　〃
余野部克治様　伊賀地区　〃
前川　光様　津南地区　〃
服部　幸一様　いなべ地区　〃
御村謹一郎様　大台地区　〃
西村　正様　津　地区　〃
野子　勝様　四日市西地区　〃
寺本　達夫様　安全運転管理協議会推薦

優良運転者
村山　勝様　亀山地区交通安全協会推薦
阪田　稔様　四日市北地区　〃

（3）優良地区交通安全協会

伊賀地区交通安全協会

（4）優良事業所

株式会社ホクセイスーパー
有限会社前田農機

（5）優良安全運転管理協議会

伊賀安全運転管理協議会

三重県交通安全功労者・中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長交通栄誉章緑十字銅賞の受賞者

◎平成18年12月12日（火）三重県総合文化センター男女共同参画センターにおいて、「平成18年度三重県交通安全県民大会」が開催され、次の方々が栄えある表彰を受けられました。

◆**三重県交通安全功労者**

玉城町　西村　博様
亀山市　豊田　重則様
伊勢市　上井　正行様
南伊勢町　大野　克己様

◆**三重県交通安全功労団体**

桑名市　多度大社
四日市市　四日市交通安全保護者会連合会

◆**中部管区警察局　中部交通安全協会協議会長**

交通安全功労者
四日市市　山中廣繁様　以下14名

優良運転者
津　市　浅井たみ子様　以下33名

交通安全活動功労団体
東海土建株式会社
株式会社スチールセンター亀山事業所

◆**全日本交通安全協会長　交通栄誉章「緑十字銅章」**

交通安全功労者
志摩市　上村きみよ様　以下59名

優良運転者
松阪市　加藤　安弘様　以下105名

TSマークは安全、安心な自転車の証

自転車に乗っていて「ヒヤッ」としたことはありませんか。転んでけがをしたり、歩行者とぶつかって相手にけがをさせたりするなど、自転車による事故でも大事に至ることがあります。そんなときに役立つのが「TSマーク」です。

「TSマーク」は、自転車を自転車安全整備店で点検または整備すると、安全な自転車の証として貼られるマークです。同マークには自転車運転時の事故で相手にけがをさせたときに補償する「賠償責任保障」と自らけがをした場合の「傷害保険」の２つがセットで１年間付いています。保険料は個別に払う必要はありません。年に１回は「セフティちゃん」の付いた自転車安全整備店で点検、整備を受けましょう。

●TSマークに付帯する傷害保険と賠償責任保険の限度額

傷害入院15日以上	死亡・重度後遺障害	賠償責任（限度額）
（一律）10万円	（一律）100万円	2,000万円

自転車安全利用推進キャンペーン

- ●ハンドル、ブレーキ、ライト、後部反射器等を常に点検整備する。
- ●夜間は、必ずライトをつける。
- ●交通信号を確実に守る。
- ●道路の横断は、自転車横断帯を利用する。
- ●自転車道を走行するなど通行区分を守って走行する。
- ●並列走行、二人乗り、傘さし運転は絶対しない。
- ●一時停止の標識がある場所や見通しの悪い交差点では、必ず一旦停止し、安全を確認する。
- ●交差点や路地からの飛び出しは絶対にしない。
- ●進路を変更するときは、必ず後方の安全を確認する。
- ●通行の妨害になるような駐車（輪）や迷惑な路上放置は、絶対にしない。

セーフティ・バイシクル・デー（S・Bデー）
～毎月第1月曜日は「自転車安全対策強化日」～
自転車が関連する交通事故防止を推進する日

飲酒運転根絶への道

◆道路交通法を学ぼう◆

【酒気帯び運転等の禁止】
◎第65条　何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。
　２　何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、飲酒を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

◎道路交通法　第八章　罰則
○第117条の二第一号（**三年以下の懲役又は５０万円以下の罰金**）
【酒酔い運転】は、お酒の量が少なくても、お酒の影響により**正常な運転ができない**状態で運転することです。さらに「車両等」となっているので**自転車（軽車両に当たります）も含みます。**（気を付けましょう）
○第117条の四第二号（**一年以下の懲役又は３０万円以下の罰金**）
【酒気帯び運転】は、お酒の量が政令で定められていますが、その数字は？　一度調べてみて下さい。～宿題です～
「少しならいいの」と考えている人
「政令で定めた量以上は罰則の対象になります」その量が宿題の答えです。規定量以下の飲酒であっても違反となります。
自分は酒が強い　だから酒は飲んでも平気だ
運転くらい正常に出来るのだ
と意気込んで運転する人を「厳しく取り締まりが出来る」ように考えてあります。
お酒を飲んだら運転はしないことにして下さい。

飲酒運転をしない　させない　「飲酒運転根絶への道」守りましょう。

飲酒運転追放

「ハンドルキーパー運動」に参加しませんか

●ハンドルキーパー運動とは？ ドライバーの皆様へ

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動です。

この運動は、オランダで8割の国民が意味を理解している「ボブ運動」を参考にしています。オランダでは、仲間同士や飲食店が「今日のボブは誰？」と呼びかけ、グループ内で飲酒をしない人を決めておき、飲食店もこれに協力する取り組みを実施しています。ドライバーの皆様には、飲酒運転を追放するために、ハンドルキーパー運動に積極的に参加、ご協力をお願いします。

●酒類を提供するお店の方へ

「ハンドルキーパー運動」の趣旨をご理解いただきご協力下さい。

1. お客様が、お車で来店されたかどうかご確認ください。
2. その時に、どなたかお車を運転するのか（ハンドルキーパー）をご確認ください。
3. お車を運転する方（ハンドルキーパー）には、アルコール類を提供しないでください。
4. お車を運転する方（ハンドルキーパー）には目印となるものをお渡しするか、目印となるものを席に置いてください。
5. お客様が運転代行等を依頼して帰られる時は、その確認ができるまでお車のキーをお預りください。

新年のごあいさつ

㈶三重県交通安全協会
会長　岩見　道生

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、当協会が創立して半世紀、これを記念として「創立50周年記念式典」を開催できましたことは、偏に皆様方お一人おひとりの協力と長年に亘り積み重ねられた交通安全活動の賜物であることを深く感謝申し上げます。

また、昨年は総理大臣談話を受けて平成24年までの10年間で交通事故死亡者の半減を目指した4年目のチャレンジの年に当たり、三重県は１５０名を目標として取組みました。

交通安全協会の最大の目標は、「交通事故防止」であり、全国的に交通死亡事故が減少傾向にある中、三重県に於いては大変厳しい情勢が続き、特に人口10万人当たりの交通死亡者数は、まことに、憂慮すべき状況にありますことは皆様ご承知のとおりでございます。

今年は、こうした情勢を踏まえ引き続き交通死亡事故抑止に全力を傾注することとし、年間スローガンは今年から新たになった

「安全運転　いつも三重から　あなたから」
～ゆずりあい　一人ひとりの　心がけ～

重点施策は、

○飲酒運転の根絶
○高齢者・子どもの交通事故防止
○後部座席を含むシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

の３項目を掲げ、「安全で安心な車社会」の実現を図るため、半世紀後半への第一歩を力強く踏み出すとともに力を結集する年であります。

今一度、創立当初の原点を思い起こし県民とともに「地域における交通の安全と円滑を促進し交通秩序の確立」という目的に向けて交通安全協会の全勢力を発揮しようではありませんか。

最後に本年が皆様方にとりまして素晴らしい、幸多い年でありますよう心から祈念申し上げ新年のごあいさつとさせていただきます。

○。平成19年使用交通安全年間スローガン○。

☆一般部門【運転者（同乗者を含む）に対するもの】
内閣総理大臣賞（最優秀作）　**油断せず　いつも心に　初心者マーク**　林部 亜矢子〈静岡県磐田市〉

☆一般部門【歩行者・自転車利用者に対するもの】
内閣総理大臣賞（最優秀作）　**自転車も　ハンドル握れば　ドライバー**　及川　雅史〈仙台市若林区〉

☆子供部門
内閣総理大臣賞（最優秀作）　**青だけど　車はわたしを　見てるかな**　前田　かのん〈盛岡市立上田小学校４年〉

平成19年業務推進重点施策等

●年間スローガン

「安全運転　いつも三重から　あなたから」
～ゆずりあい　一人ひとりの　心がけ～

●重点施策

◆飲酒運転の根絶
◆高齢者・子供の交通事故防止
◆後部座席を含むシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
◆若年運転者の交通事故防止
◆違法・迷惑駐車の追放
◆薄暮時の早めのライト点灯の推進
◆自転車の安全利用の推進
◆夜光反射材の普及

●四季の交通安全運動及び毎月の交通安全活動強化日

●四季の交通安全運動 ※春の全国交通安全運動は未確定

春の全国交通安全運動　５月11日（金）～５月20日（日）
夏の交通安全県民運動　７月11日（水）～７月20日（金）
秋の全国交通安全運動　９月21日（金）～９月30日（日）
年末の交通安全県民運動　12月11日（火）～12月20日（木）

●交通安全強化指定日

交通安全の日	毎月11日	昭和41年10月11日に「交通安全の保持に関する条例」が制定されたことを記念して、毎月11日を「交通安全の日」と定め、県民の交通安全思想の普及徹底を図る。
高齢者の交通安全の日（セーフティー・シルバー・デー）	毎月21日（S・Sデー）	高齢社会の進展に伴い、高齢者の交通事故死者数が高い水準で推移していることから、毎月21日を「高齢者の交通安全の日」と定め、高齢者の交通事故防止を図る。
自転車安全対策強化日（セーフティー・バイシクル・デー）	毎月第１月曜日（S・Bデー）	自転車が関連する交通事故を防止するため、毎月第１月曜日を「自転車安全対策強化日」と定め、自転車の安全利用を推進する。

新春のごあいさつ

三重県警察本部
交通部長　児玉　忠

新年、あけましておめでとうございます。

三重県交通安全協会の皆様には、御家族お揃いで、輝かしい新年をお迎えになられたことと、心からお慶び申し上げます。

平素皆様には、地域における交通安全活動のリーダーとして、四季の交通安全運動をはじめ、早朝交通安全指導、老人クラブや幼稚園・保育園における交通安全教室など地域や職場に密着した交通安全活動に献身的な御尽力をいただき、また警察行政各般にわたって深い御理解と御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、昨年の交通事故につきましては、全国的に交通事故死者数が減少した中、残念ながら、当県における死者数は前年を上回ってしまいました。

また、都道府県別の人口10万人当たりの死者数でも、全国ワースト上位にあり、平成９年以降10年連続してワースト10位以内に位置するなど大変厳しい状況が続いています。

昨年の交通死亡事故の主な特徴は

●高齢者の交通死者が多い。
●飲酒運転による死亡事故が多い。
●四輪乗車中の死者のシートベルト着用率が低い。

などで、年当初から交通死亡事故抑止対策の重点として、「高齢者の交通事故防止」「飲酒運転の根絶」「シートベルトの正しい着用の徹底」について取組んだものの、成果として結実できず、一昨年の傾向とほぼ同様となりました。

本年は、これらの結果を踏まえ、昨年６月に策定された「第８次三重県交通安全計画」の「平成22年までに交通事故死者１３０人以下、交通事故死傷者１５、５００以下」という数値目標達成に向け、

○高齢者・障害者、幼児・児童等の歩行者、自転車利用者の交通事故防止対策
○高齢運転者を中心とした運転者対策
○飲酒運転の根絶、悪質・危険運転者の取締り等の諸対策
○後部座席を含めたシートベルトの正しい着用の徹底等による被害軽減対策

などを、引続き交通事故防止諸対策の重点として取り組み、交通事故の抑制を図ってまいりたいと考えています。

もとより、数値目標を達成するには、独り警察の力だけでは達成できず、関係機関・団体、県民の皆様が協力、協働し、交通安全の取組みを継続的に推進することが肝要であります。

とりわけ、貴協会は、地域や職場に密着した交通安全活動を展開しているところであり、交通事故抑止に果たすべき役割はますます重要なものとなっているところでありますので、「安全で安心して暮らせる交通社会の実現」に向け、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、貴協会の益々の御発展と会員の皆様のご健勝と御多幸を心より祈念いたしまして年頭のごあいさつとさせていただきます。

交通事故相談案内

■交通安全協会の交通事故相談所■

交通安全協会は、弁護士などによる交通事故相談を行っております。相談料は無料ですので、お気軽にご利用ください。
この「交通事故相談」は道路交通法により「県交通安全活動推進センター」の事業として開設しております。

電話相談　津市桜橋3丁目　三重県交通管制センター内

相談日	毎週月曜日～金曜日　午前9時～午後4時　TEL059-223-1333
相談員	（財）三重県交通安全協会　交通事故相談員

面接相談　津市高茶屋4丁目　三重中央自動車学校内（交通事故相談室）
TEL 059-234-2175

交通事故相談員による相談	毎週木曜日（祝祭日の場合は除く）午前9時～午後4時
弁護士による相談	第3木曜日（祝祭日の場合は第4木曜日）午後2時～午後4時

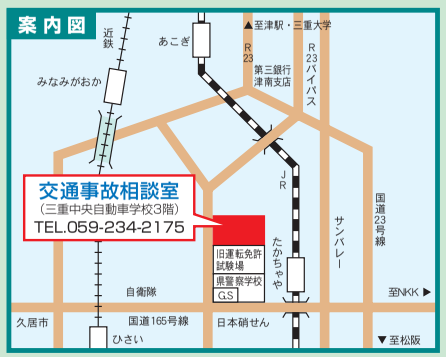

平成18年中の交通死亡事故発生状況

平成18年中の交通死者
167人（+4人）

■平成18年中の交通死者は167人で、4年連続で200人を下回る。
■交通死者

区　分	平成18年	平成17年	増減数	増減率
死亡事故	157件	159件	−2件	−1.3%
死者数	167人	163人	+4人	+2.5%